

子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため子育て支援は**全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。

いつから始まるの？

支援金は令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様にご追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	支給対象	児童手当(月額)	第3子以降
	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
所得制限なし	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

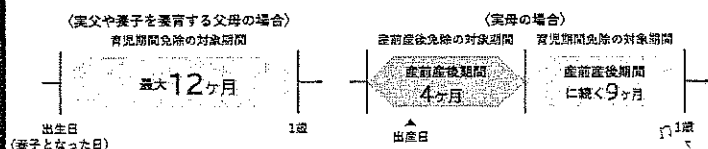
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」

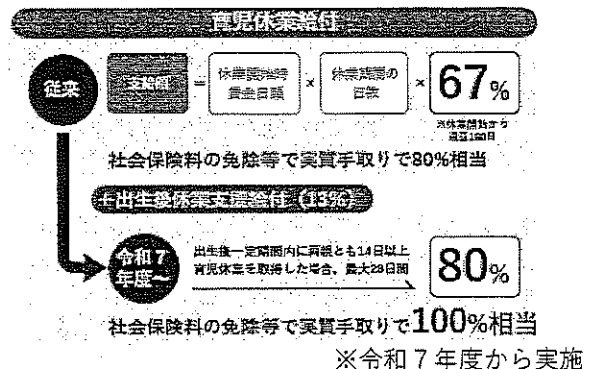
の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に
妊娠している
こどもの数×5万円
を支給します。



※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）

こども家庭庁

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
児童手当の抜本的拡充 - 所得制限の撤廃 - 高校生年代までの支給期間の延長 - 第3子以降の支給額増額（3万円）				
出産・子育て応援交付金 （予算事業）	妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円相当の給付金）として制度化			
こども誰でも通園制度 （試行的事業）	こども誰でも通園制度 （法定事業化）	こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付） （給付化）		
- 出生後休業支援給付（育児休業給付手取り10割相当）の創設 - 育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給）の創設				
国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設 （約1.7万円／月（※令和6年度））				
子ども・子育て支援特例公債 （令和6～10年度まで） ※安定財源として、そのほか既定予算の最大限の活用等				
支援金 加入者当平均月額 約250円		支援金 加入者当平均月額 約350円		支援金 加入者当平均月額 約450円
歳出改革・賃上げに向けた取組を先行・継続				

改正法案成立・公布

子ども家庭庁 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)
令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)	
全制度平均	250円	350円	9,500円
被用者保険	(参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	6,300円

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の年収別の支援金額については、実務上、国が一律の支援水準によることから、試算することは難しいもの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算する(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいもの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算する(注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度の実績を基に計算している。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいもの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算する(注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度の実績を基に計算している。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度の実績を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度の実績を基に計算している。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上に上る層は上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかると、世帯の世帯収入が増え、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前)の均等割額は全額軽減。年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、こども数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないこと、金額は一概にいえない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)金額は一概にいえない。

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、17歳の残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。